

## 別記14 20号タンク

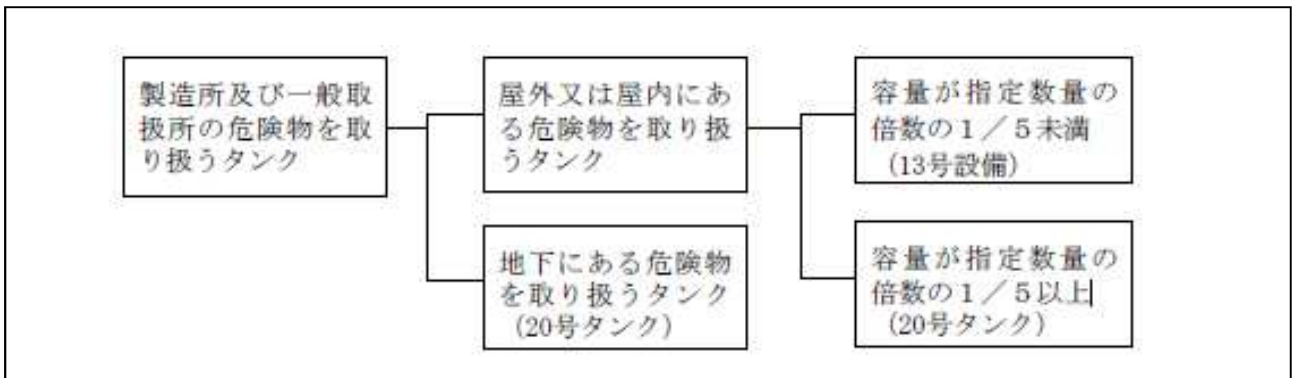
### 1 タンクの範囲

20号タンクとは、製造所又は一般取扱所（以下「製造所等」という。）の危険物を取り扱う工程中において、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクで、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクと類似の形態を有し、かつ、類似の危険性を有するもので、次に該当するものをいう。

（昭和58年3月9日消防令第21号通知「製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について」）

- (1) 製造所等において、その危険物取扱い作業工程と密接不可分の関係にあり、製造所等の施設内又はこれに直近して設置する必要性のあるもの。

#### <20号タンクの考え方>



- (2) 危険物を、その沸点以下の温度（液状）で取り扱うもの。

危険物の沸点を超えるような高温状態等で危険物を取り扱うものは、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクと類似の形態を有し、かつ、類似の危険性を有するものとはいえないため、一般的には20号タンクには含まれない。

- (3) 20号タンクの容量算定は、政令第5条によること。

同条第3項の「特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当すること。構造例として次のもの等が該当すること。

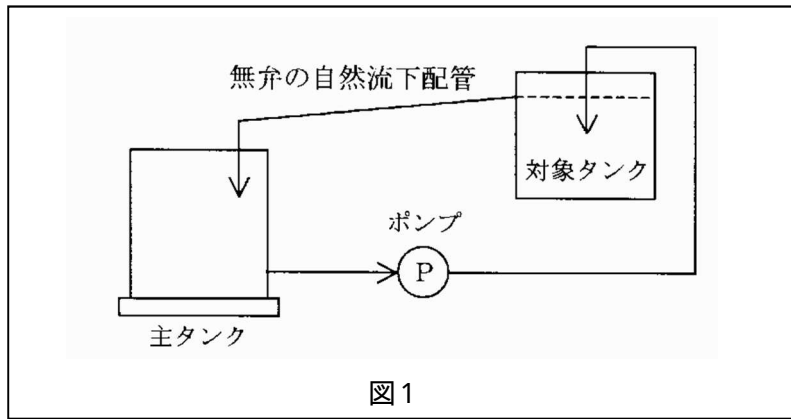
なお、容量を政令第5条第2項により算定するか、又は同条第3項により算定するかは申請者の選択にすることができるものであること。

（平成10年3月16日消防令第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（通知）」）

ア 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例

#### [自然流下配管が設けられているもの]

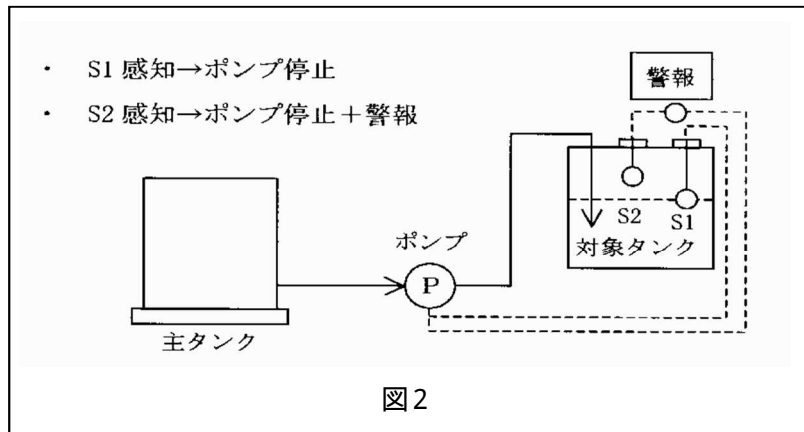
20号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク（供給元タンク）に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの（図1参照）



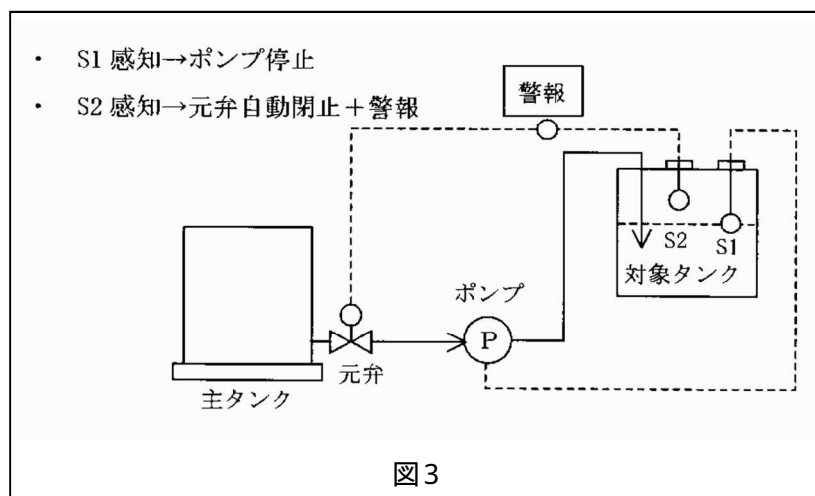
イ 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例

(ア) 液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの(図2～図4参照)

**[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]**



**[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク(供給元タンク)の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]**



〔危険物注入用ポンプを停止させる設備と三方弁を制御することにより一定量以上の量の危険物の注入を防止する設備がそれぞれ設けられているもの〕

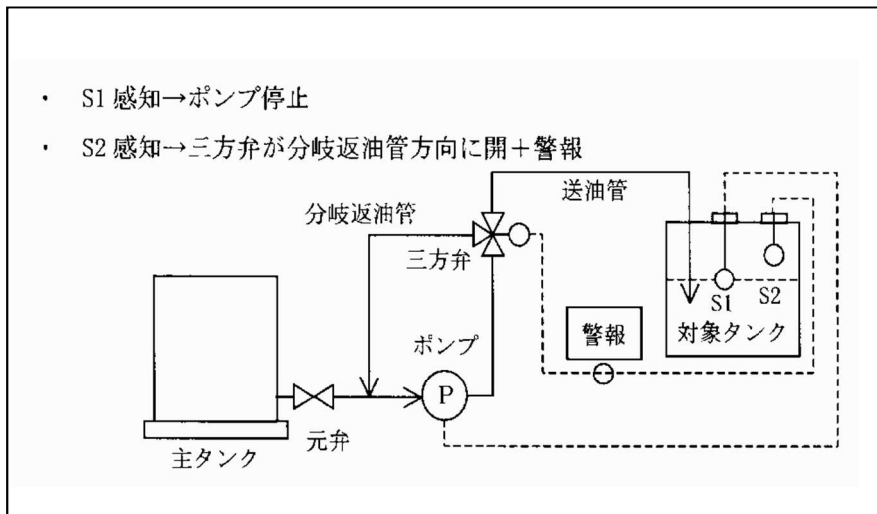


図4

(イ) 20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、算出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

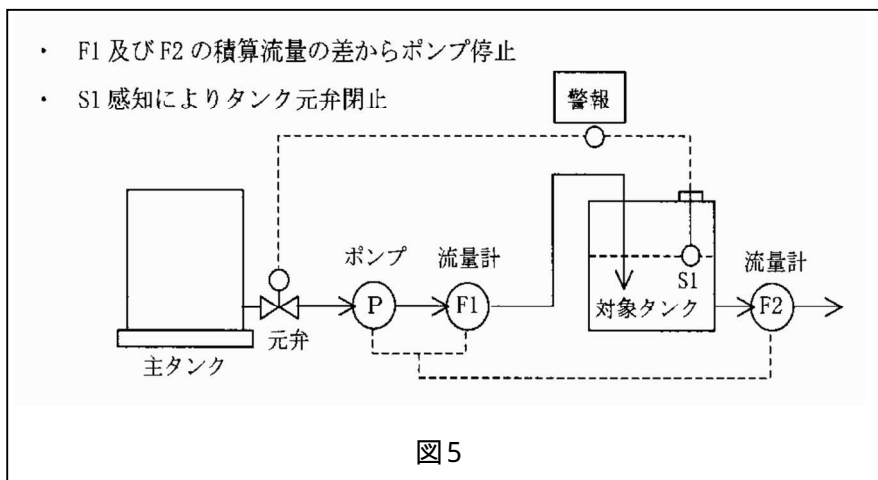
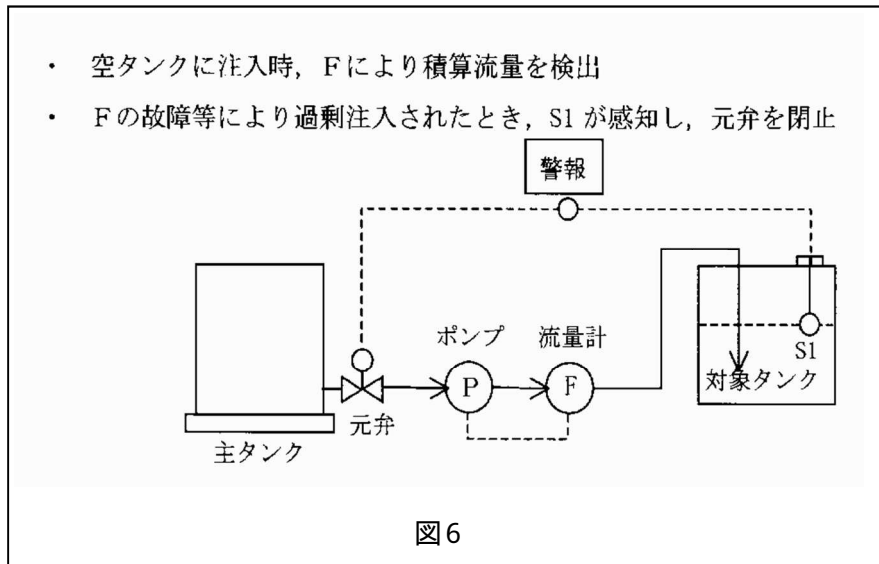


図5

(ウ) 20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの



- (4) タンクの容量（政令第5条に定める容量をいう。以下同じ。）は、指定数量の500倍以下、かつ、500kℓ未満であること。

（平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（通知）」）

- (5) 下記2(1)ア、ウ又はキに規定するタンクの容量は、製造所等への供給量又は製造所等からの回収量を超えないものであること。

## 2 タンクの種類

タンクの種類は、次に掲げるもの及びこれらに類似するタンクとする。なお、20号タンクに該当するものであるかどうかの判断は、一義的には、タンクの名称、形状又は付属設備（攪拌機、ジャケット等）の有無は関係しないものであること。また、タンクの設置位置が地上又は架構の上部等にあるかどうかで判断するものでないこと。

### (1) 危険物の量、流速、圧力等の調整を目的とするタンク

ア 回収タンク、ブローダウンタンク及び受タンクは、危険物を取り扱う工程中において、他の機器等から危険物を回収又は受入れて一時的に貯蔵し、又は滞留させ、次の工程又は貯蔵タンク等へ転送するためのタンクをいう。

イ 計量タンクは、危険物を取り扱う工程中において、他の機器等に対し、定量の危険物の供給又は流れを確保するため、危険物の計量又は定量作業を行うタンクをいう。

ウ サービスタンクは、危険物を取り扱う工程中において他の機器等に対し安定して危険物を供給するため、屋外又は屋内貯蔵タンク等から危険物を受入れ、一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクをいう。

エ 油圧タンクは、潤滑油又はシール油等の供給装置に附随するタンクで、独立してタンクの形態を有するもの及び上蓋に一部機器が設置されているものの貯油タンクが構造の主体をなすものをいう。ただし、貯油タンクが機器の一部として組み込まれているものを除く。

オ 蓄圧器（アキュムレーター）は、潤滑油又はシール油等の供給装置に附随するもので、これらの装置が停止したときに緊急に給油を継続するため、これらの危険物を常時圧力を有した状態で滞留させているタンクをいう。

カ 脈動防止器は、危険物を取り扱う工程中において、ポンプ等により危険物を移送する場合に生ずる脈動を防止して安定した供給を確保するため、配管の途中に設置して危険物を一時的に滞留させるタンクをいう。ただし、配管の軸方向と平行に、配管の径を一部拡大した規模で設置されるものを除く。

キ クッションタンク及びバッファータンクは、危険物を取り扱う工程中において、危険物の流量若しくは圧力の調整又は緩衝のため、危険物を一時的に貯蔵又は滞留させるタンクをいう。

**(2) 危険物の混合、分離等の物理的作業の目的で危険物を取り扱うタンク**

ア 混合タンク及び添加タンクは、危険物を取り扱う工程中において、危険物に危険物又はその他の物質を混合し、又は添加するタンクをいう。

イ 溶解タンクは、危険物を取り扱う工程中において、危険物に危険物又はその他の物質を溶解させるタンクをいう。

ウ 静置タンク及び静置分離タンクは、危険物を取り扱う工程中において、危険物と他の物質等の混合体を静止の状態下に置き、比重差、溶解度の差等を利用して分離するタンクをいう。

**(3) 中和又は熟成等、著しい発熱若しくは圧力の発生を伴わない状態で危険物を処理するタンク**

ア 中和タンクは、危険物を取り扱う工程中において、酸性又はアルカリ性を有する危険物を中和処理するタンクをいう。

イ 熟成タンクは、危険物を取り扱う工程中において、反応効率又は収率の向上等、熟成効果を得るために危険物を一時的に滞留させるタンクをいう。

**(4) 反応槽、反応塔又は重合槽**

常圧又は減圧運転で著しい発熱若しくは圧力の発生を伴わないもので、当該反応槽等が高圧法又は労安法の適用を受けないものをいう。

**3 20号タンクからの除外**

次に掲げるもの及びこれらに類似する形態のものは、危険物機器として規制するものとする。

- (1) 蒸留塔、分留塔、精留塔
- (2) 反応槽、反応塔、重合槽（前記2(4)を除く。）
- (3) 吸収塔、抽出塔、放散塔
- (4) 蒸発器、凝縮器、熱交換器
- (5) 分離器、ろ過器、脱水器
- (6) 浸漬塗装等の用途に使用する上部開放型のタンク及び切削油タンク等の工作機械等と一体となったもの  
(昭和58年11月7日消防令第107号質疑「製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について」)
- (7) 混合攪拌槽の上部を開放して使用せざるを得ない構造のもの  
(昭和58年11月29日消防令第123号質疑「製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について」)
- (8) 放電加工機の加工液タンクで、機器、設備等と一体となった構造又は機密に造られていない構造のもの  
(平成9年3月25日消防令第27号通知「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)
- (9) デミスター等を内蔵し滴下を主たる目的とするタンク
- (10) 前記2(2)ア、イ又は(4)に規定するもので、混合、添加又は溶解若しくは反応後に非危険物となるもの
- (11) 前記2(2)ウに規定する分離タンクで、分離後のタンク内の危険物のみの容量が指定数量の5分の1未満のもの
- (12) 政令第9条第1項第20号八に規定するタンクであって、その容量が指定数量の5分の1未満のもの

**4 検査**

指定数量未満の液体の危険物を取り扱う20号タンクにあつては、本編第2章第3節第7「中間検査」に基づく検査を実施するものとする。

**5 保有空地**

20号タンクは、次に定める区分に応じてその周囲に点検、整備その他危険物の安全管理に必要な空地を保有すること。

- (1) 屋外に設置するもの（架構内に設置するものを除く。）

ア 前記2(1)ア、ウ及びキに規定するもののうち、容量25kℓを超えるものは3m以上の空地

イ アのうち、高引火点危険物のみを100 未満の温度で取り扱うもの又は引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物は1.5m以上の空地

(2) (1)以外のおおむね0.5m以上の空地

## 6 防油堤

屋外に設置する液体の危険物を取り扱う20号タンクの防油堤は、次によること。

(1) 規則第13条の3の規定により防油堤を設置するとともに、その床面はコンクリート等危険物が浸透しない構造とするものとする。ただし、架構内においてタンクの位置又は作業工程上防油堤を設置することが著しく困難であり、かつ、当該タンクから危険物が漏れいした場合にその拡大を防止することができる囲い、貯留設備及び水抜きバルブを介して油分離装置に接続する導水管等を設置した場合は、防油堤を設置しないことができるものとする。

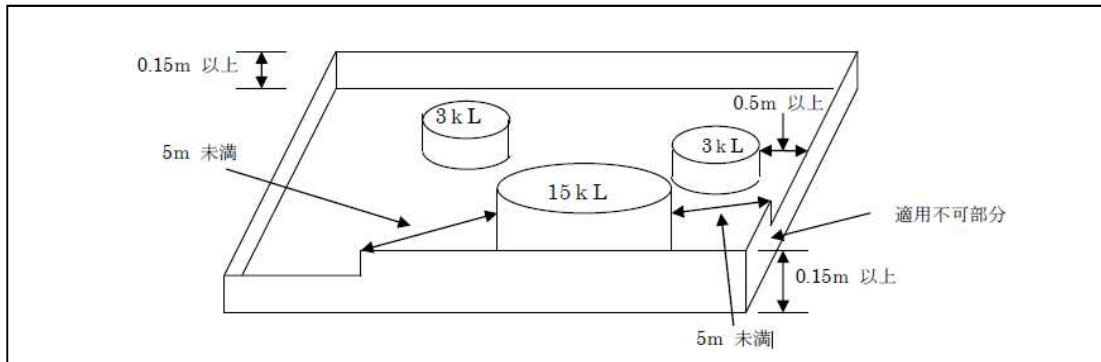
(2) 20号タンクの防油堤については、高さを0.5m以上とすることとされているが、製造プラント等にある屋外の20号タンクであって、当該タンクの側板から下表のタンク容量の区分に応じてそれぞれ同表に定める距離以上の距離を有する防油堤の部分については、規則第13条の3第2項第2号において準用する規則第22条第2項第2号の規定に係わらず高さを0.15mとすることができる。

タンク容量の区分	10kℓ未満	10kℓ以上 50kℓ未満	50kℓ以上 100kℓ未満	100kℓ以上 200kℓ未満	200kℓ以上 300kℓ未満
距離	0.5m	5.0m	8.0m	12.0m	15.0m

(平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(通知)」)

(3) タンク容量の区分に応じた距離を確保できない部分については、漏れい時の飛散・いつ流を防止する必要から(2)の特例措置の適用はできないものであること。

### <特例が適用できない場合の例>



(4) 防油堤の構造については、別記23「防油堤の構造に関する基準」によること。

(5) タンクと防油堤間の距離は、タンク高さが6m以上のもの又は液表面積が40m<sup>2</sup>以上のもの(高引火点危険物のみを100 未満の温度で取り扱うもの及び引火点を有する液体の危険物以外の液体の危険物を除く。)にあっては、規則第22条第2項第8号の規定によるものとし、その他のタンクにあっては、タンク高さの5分の1以上、かつ、0.5m以上とすること。

(6) 防油堤の水抜き口及びこれを開閉する弁について、次のア及びイに適合する場合は、設置しないことができる。

ア 防油堤の内部で、第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)以外の危険物を取り扱われないこと。

イ 防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。

(7) 20号防油堤が設けられる場合の屋外の危険物取扱設備の周囲に設ける囲いについて

危険物取扱設備の周囲に20号防油堤が設けられるとともに、次のア及びイに適合する場合は、政令第23条の規定を適用し、政令第9条第1項第12号の規定の適用を免除することができること。

ア 20号防油堤の内部の地盤面がコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。

イ 20号防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及び貯留設備が設けられていること。

20号防油堤内には、原則として20号タンク以外を設けることはできないが、高さ0.15m以上の防油堤内に危険物を取り扱う一般機器を設けて差し支えないこと。なお、当該防油堤に油分離装置は必要ないこと。

(8) 変更工事に伴う容量変更の検討については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

## 7 消火設備

第4類の危険物を取り扱うタンク（高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。）で、その液表面積が40㎡以上のもの又は指定数量の100倍以上の固体の危険物を取り扱うタンクには、政令別表第5において取り扱う危険物の消火に適応するとされる第3種の消火設備を、当該タンクに設置するものとする。

この場合における消火設備の設置の区分については、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1項第1号及び別記34「消火設備」1(4)によること。

## 8 基礎及び底板下への雨水浸入防止措置

政令第9条第1項第20号イにおいて準用する同第11条第1項第5号及び第7号の2に規定する基礎及び雨水浸入防止措置については、タンク基礎を地盤面以上に設けるものとし、底板を地盤面に接して設けるものにあつては、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

## 9 タンク支柱の耐火性

政令第9条第1項第20号イにおいて準用する同第11条第1項第5号に規定するタンク支柱の耐火性については、次によること。

（平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（通知）」）

(1) 耐火性を要するタンクは、次に掲げるものをいう。

屋外（架構内を除く。）又は壁体のない架構内の1階相当の地上部に設置するもの。ただし、タンク容量が200ℓ以下若しくはタンク支柱の高さ（タンク本体最下部までの高さとする。）が0.5m以下のもの、又は当該支柱の周囲で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備が設けられているものを除く。

(2) 耐火性能については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

## 10 放爆構造

政令第9条第1項第20号イにおいて準用する同第11条第1項第6号に規定する放爆構造については、次によること。

(1) 架構の最上階に設置するタンクにおいては、「屋外タンク貯蔵所」の例によるほか、タンク頂部のノズルに破壊板を設けることで足りるものとする。また、架構内の最上階以外に設置するタンクにおいては、前記によるほか、周囲への影響及び当該タンクの内圧の上昇又は減少によるタンクの破損を防止することができる構造をもって、放爆構造に代えることができる。

(2) 前項の規定に係わらず、第二類又は第四類の危険物を取り扱うタンクについて、次のア、イ及びウに適合する場合には、放爆構造の適用を免除して差し支えない。

（平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（通知）」）

ア タンク内における取扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの内部が異常に上昇しえないものであること。

イ タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている（不活性ガスの供給装置等が故障した場合におい

ても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないもの。)など、気相部で可燃性混合気体を形成しえない構造又は設備を有すること。

ウ フォームヘッド方式の第3種の固定泡消火設備又は第3種の水噴霧消火設備が有効に設置されているなど、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却することができる設備が設けられていること。

## 11 通気管及び安全装置

政令第9条第1項第20号イ及びロにおいて準用する同第11条第1項第8号並びに第12条第1項第7号に規定する通気管及び安全装置は、次によること。

- (1) 危険物の性状若しくは取扱い作業上、その設置又は管理が困難であり、かつ、内圧の上昇又は減少によるタンクの破損を防止することができる構造としたものについては、その設置を免除し又はその口径の基準を適用しないことができる。
- (2) 常圧から負圧の状態に減圧して使用する場合にあっては、減圧に対する強度計算(JIS B8265)の結果十分強度を有するときは、安全装置については免除できるものとする。また、負圧から常圧の状態にして使用する場合の通気管に取り付ける弁にあっては、誤操作防止の措置を講ずること。
- (3) 屋内又は架構内に設置する20号タンクの通気管及び安全装置の吐出口は、地上4m以上の高さで当該タンクの高さ以上とし、かつ、火災予防上安全な屋外の位置に設置するものとする。  
ただし、高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うもの、又は引火点を有する以外の液体の危険物にあっては、この限りでない。
- (4) メタノール等のアルコール類を貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管の引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。

## 12 液面計

政令第9条第1項第20号イ及びロにおいて準用する同第11条第1項第9号及び第12条第1項第8号に規定する液面計については次によること。

- (1) 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、免除することができるものとする。  
(平成10年3月16日消防令第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(通知)」)
- (2) 危険物の取扱い作業管理上、液面計に代えて次に掲げるガラスを使用したのぞき窓を設置することができる。  
ア 取付位置は、原則として屋根板又はタンク頂部とする。  
イ 作業管理上側板又は胴板に設置する必要があるときは、その大きさは最小限度とする。  
ウ のぞき窓は強化ガラスとし、側板又は胴板と同等以上の強度 JIS B8265(圧力容器の構造 - 一般事項)を有する構造とする。
- (3) 液面計の構造については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

## 13 配管とタンク結合部分の損傷防止

政令第9条第1項第20号イ及びロにおいて準用する同第11条第1項第12号の2並びに第12条第1項第11号の2に規定する配管とタンク結合部分の損傷防止について、当該配管とタンクとの結合部に可とう管継手を使用するものにあつては、「屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所」の例によること。

なお、架構内等で配管支持物とタンク基礎が同一のものと認められる場合で、タンク結合部分の損傷が防止できるものについては、配管とタンク結合部分の損傷防止の基準を適用しないことができる。

## 14 中仕切タンク

中仕切を有する構造の20号タンクについては、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

## 15 サイトグラス



20号タンクは厚さ3.2mm以上の鋼板で造ることとされているが、次の(1)～(6)に該当する場合には、タンクの一部にサイトグラスを設置して差し支えない。

(平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(通知)」)

- (1) サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に網、蓋等を設けることにより、サイトグラスが衝撃を直接受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。
- (2) サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。構造等の例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖される蓋を設けるもの、サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。
- (3) サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。
- (4) サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。
- (5) サイトグラスの取付部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例としては、サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。
- (6) サイトグラスの取付部の洩れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあっては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあっては水張試験等により行われるものであること。

## 16 さびどめ塗装

ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られた20号タンクについては、政令第9条第1項第20号において準用する政令第11条第1項第7号又は政令第12条第1項第6号の規定については、政令第23条の適用のもと免除して差し支えないこと。

(平成10年3月16日消防第29号通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(通知)」)

## 17 架構内にある20号タンクの技術基準

屋外にある20号タンクとして規制し、当該規定又は次の各号によることができること。

なお、架構とは、製造所及び一般取扱所のプラントを構成する危険物を取り扱う設備等を支持する工作物であって、足場としての床を有し、開放性を有するものをいうものであること。

上部に屋根の形態を有する部分、壁で囲まれた部分がある場合等、複雑な構造のものにおける架構(屋外)か建築物(屋内)かの区分は、建築基準法の扱いによるものとする。

### (1) 20号防油堤(地盤面の流出防止措置)

地盤面の20号タンクについては、政令第23条の規定を適用し、流出防止措置として20号防油堤を次により設けることができること。

ア 架構周囲に設けて差し支えないこと。

イ タンク側板から20号防油堤までの距離が、タンク高さの5分の1以上の距離(最小0.5m確保すること。)を有する防油堤の部分については、その高さを0.15m以上とすることができること。

ウ タンク側板から20号防油堤までの距離が、タンク高さの5分の1以上の距離を確保できない部分(最小0.5m確保すること。)については、その高さを0.5m以上とすること。

20号タンクごとに防油堤を設けてもよい。距離の規定を満足しない部分について防油堤の高さを0.5m以上にすればよく、防油堤の全周を0.5m以上にする必要はない。

### (2) 流出防止板(架構上の流出防止措置)

架構上の20号タンクについては、政令第23条の規定を適用し、流出防止措置として流出防止板を次により設けることができること。

- ア 流出防止板を20号タンクの周囲に設ける場合にあつては、タンク側板から流出防止板までの距離がタンク高さの5分の1の距離を確保できる部分（最小0.5m確保すること。）は当該流出防止板の高さを0.15m以上とし、確保できない部分（最小0.5m確保すること。）についてはその高さを0.5m以上とすること。
  - イ 流出防止板を架構周囲に設ける場合にあつては、タンク側板から流出防止板までの距離がタンク高さの5分の1の距離を確保できる部分（最小0.5m確保すること。）の高さを0.05m以上とすることができること。なお、確保できない部分（最小0.5m確保すること。）についてはその高さを0.5m以上とすること。
  - ウ 流出防止板は、流出することが予想される危険物の静的及び動的な圧力に対して十分な強度を有する鋼板等で措置すること。
  - エ 架構上において流出した油は、鋼製その他の金属製の配管等により安全に20号防油堤内に導くこと。
- (3) 耐火性能（この基準の適用は、架構内にある20号タンクに限る。）
- 架構内の地盤面に設置される20号タンクの支柱（支柱部分の高さが1m未満のものを除く。以下同じ。）又は架構上に設置される20号タンクの架構第1層部分の柱は、建築基準法上の1時間以上の耐火性能を有するものであること。
- ただし、当該支柱付近で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備（規則第34条又は第35条適用の製造所等にあつては第4種消火設備）が設けられている場合には、政令第23条の規定を適用し、当該耐火性能を有しない構造として差し支えないものであること。

(2)の流出防止板内に漏れ出た油は地盤面に導かれるため、地盤面に設けられたタンクの支柱及び架構の第1層部分の柱については耐火性能を有するものとした。

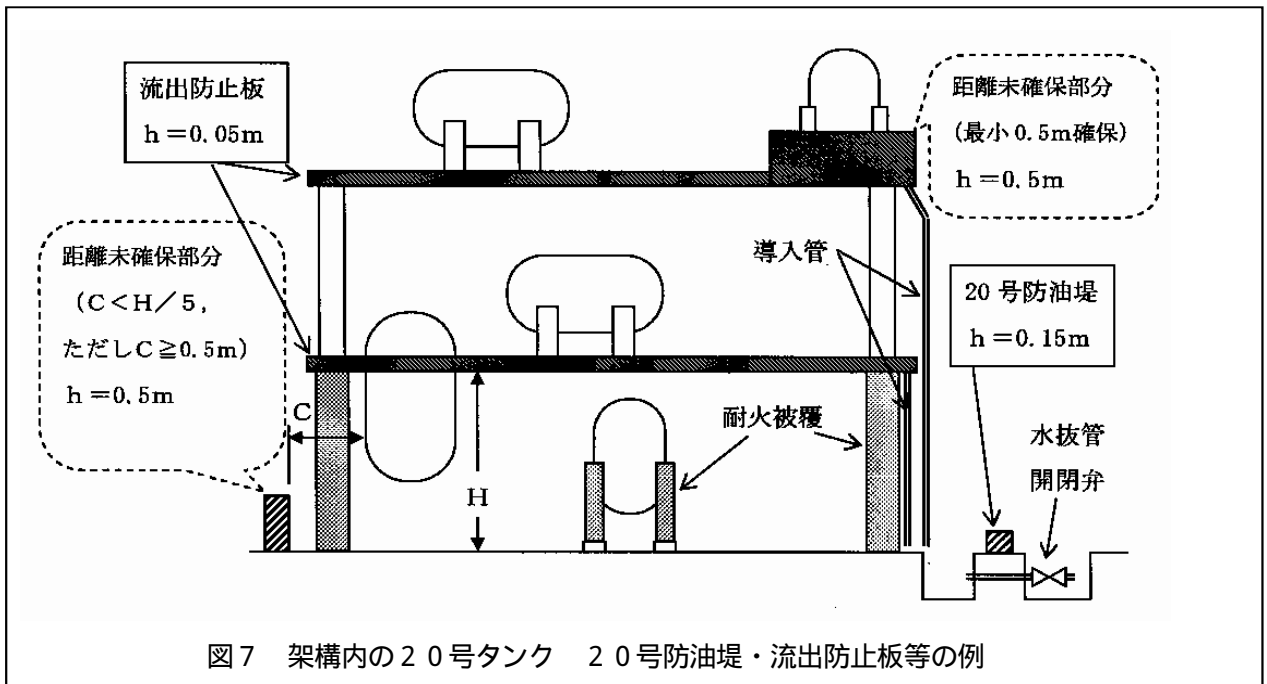
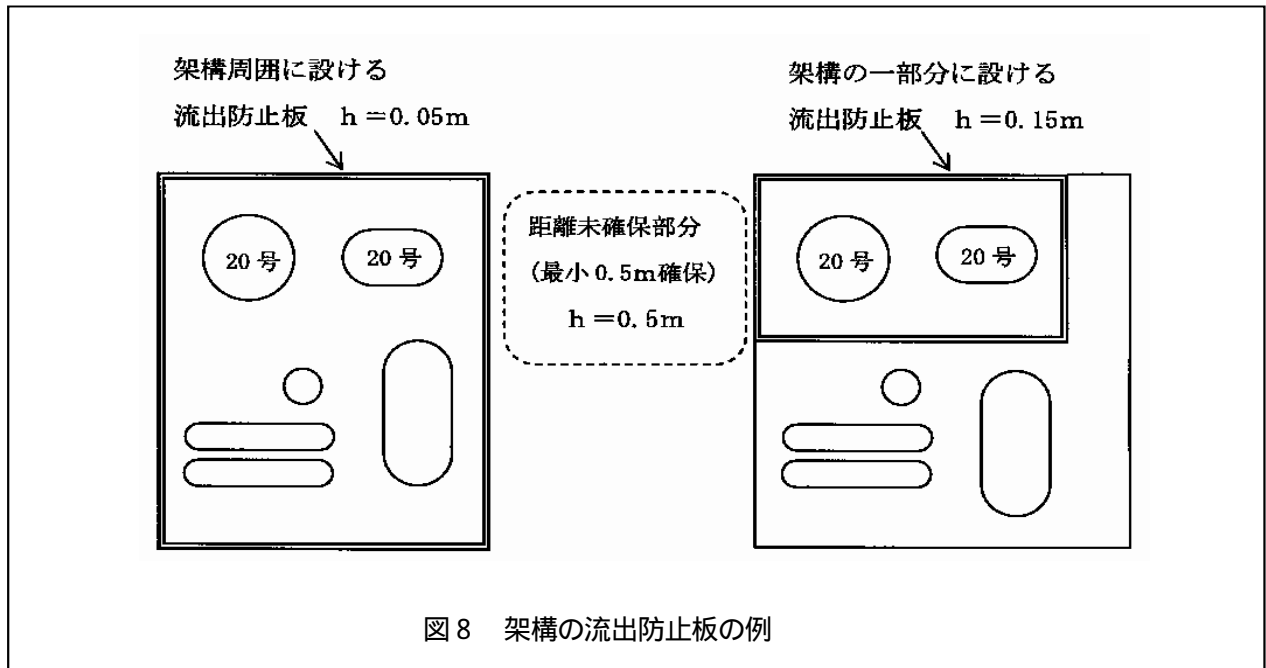


図7 架構内の20号タンク 20号防油堤・流出防止板等の例



## 18 経過措置

### (1) 既存タンクの規制

平成10年10月1日現在、現に存するタンクでその容量が指定数量の5分の1以上であるため、新たに20号タンクに該当することとなるものについては、タンク本体に係る工事（水張試験又は水圧試験（以下「水張試験等」という。）を伴うものに限る。）が行われない限り20号タンクとして規制しないものとする。

また、油種変更により指定数量の5分の1以上指定数量未満になる場合であっても同様とすること。

なお、油種変更により指定数量以上になる場合であっても、タンク本体に係る工事の有無にかかわらず20号タンクとして規制するものとする。

現に存するタンクとは、平成10年10月1日現在、既に完成検査を受けて施設内に存するもの及び変更許可又は設置許可の申請を受け付けているものをいう。

### (2) タンク検査等

新たに20号タンクとして規制されることとなるものは、当該変更許可に伴う完成検査時に当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。この場合、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満のものにあつては、当該タンクの水張試験等の基準への適合性は設置者等が実施した水張試験等のデータをもとに確認して差し支えないこと。

また、20号タンクの容量が指定数量以上のものにあつては、完成検査前検査の手続きにより水張試験等を実施すること。ただし、政令第8条の2第4項の規定に基づき、高圧ガス保安法、労働安全衛生法の規定による検査に合格したタンクは除く。

### (3) タンク容量を見直す場合の手続き

平成10年10月1日現在、現に存するタンクでその容量を政令第5条第3項の規定により算定し直した結果、その容量が減少する場合にあっては、本基準の施行に伴い改めて変更許可の手続きを要することなく、消防法第11条の4第1項の規定による届出又は資料提出とすることができること。

既存のタンクの改造で政令第5条第3項の規定を適用することができなくなる場合にはタンクの容量が増大することになるが、変更後の容量が指定数量の5分の1以上になる場合は20号タンクの基準に適合させる必要があること。

- (4) 平成10年10月1日現在、現に存する架構（「既設架構」という。以下同じ。）内にある20号タンクについては、17の規定にかかわらず、なお従前の例によることができること。（次の注釈及び(5)に該当する場合を除く。）

既存の製造所等に新たに架構を設ける場合又は既存の架構を拡張する場合には、(4)の経過措置を適用することはできず、当該架構（架構を拡張する場合は拡張部分）は新設架構として必要な設備を設けること。

- (5) 既設架構内における20号タンクについてタンク本体に係る工事が実施される場合（取替え及び新設を含む。）又は油種変更によりタンク容量が指定数量以上となる場合は、屋外にある20号タンクとして規制し、その基準は次によることができること。

ア 17 (1)の基準（政令第23条の規定を適用）により20号防油堤を設けること。

ただし、当該架構周囲の地盤面に高さ0.15m以上の鉄筋コンクリート製の囲いが設けられている場合には、当該囲いを20号防油堤とみなして差し支えないものであること。

囲いは、当該工事を行おうとする場合に現に存するもの、又は、当該工事に合わせて設けるもののいずれもが該当する。

タンク側板から防油堤までの距離は問わないものであること。

従来、特例を適用し囲いに代えて側溝を設けているものは、「囲いが設けられている場合」には該当しないものであること。

囲いを20号防油堤とみなすことの意味は、架構内の地盤面における20号タンクの設置位置を問わずタンクから漏洩した油が架構周囲の囲いで收容され、その流出拡大の範囲を極限化することを目的として規制するものである。囲いには水抜き口及び開閉弁を設ける必要があること。

イ 17 (2)の基準（政令第23条の規定を適用）により流出防止板を設けること。

ただし、前記アの囲いが設けられている場合は、17 (2)の基準は適用しないことができること。

アと同様、囲いは当該工事を行おうとする場合に現に存するもの、又は、当該工事に合わせて設けるもののいずれもが該当する。

従来、特例を適用し囲いに代えて側溝を設けているものは、「囲いが設けられている場合」には該当しないものであること。

タンクから漏洩した油が、架構内における20号タンクの設置位置を問わず架構周囲の地盤面に設けられた囲いに收容され、その流出拡大の範囲が極限化できることを目的として規制するものである。

#### ウ 耐火性能

既設架構内の地盤面上にある20号タンクの支柱は建築基準法上の1時間以上の耐火性能を有するものであること。

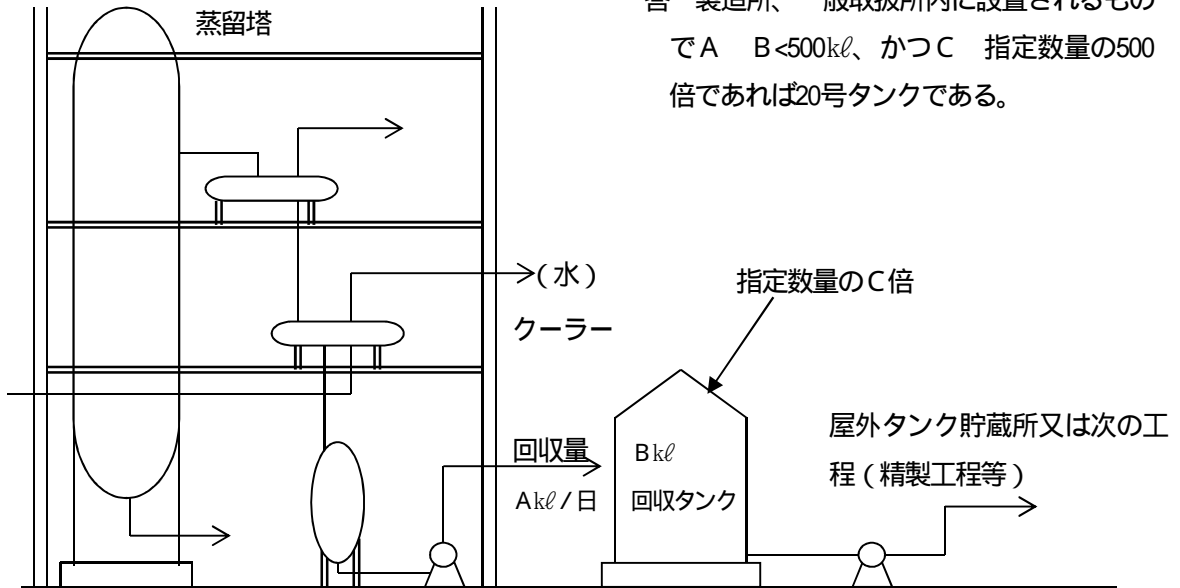
ただし、当該タンク付近で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備（規則第34条又は第35条適用の製造所等にあつては第4種消火設備）が設けられている場合には、政令第23条の規定を適用し、当該耐火性能を有しない構造として差し支えないものであること。

20号タンクの例示

2(1)ア  
(回収タンクの例)

製造所・一般取扱所

ケ  
ー  
ス

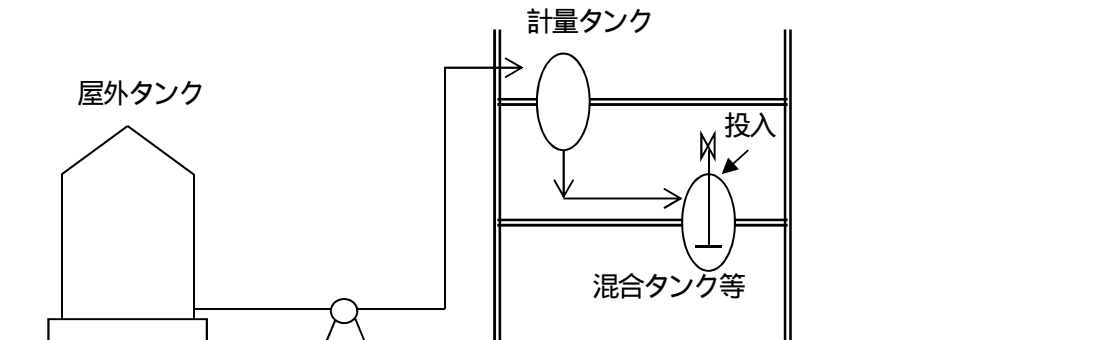


問 下図の回収タンクは20号タンクと認められるか。

答 製造所、一般取扱所内に設置されるものでA B<500kl、かつC 指定数量の500倍であれば20号タンクである。

2(1)イ、(2)ア、イ  
(計量タンク、混合タンク又は溶解タンクの例)

ケ  
ー  
ス



問 下図の計量タンク及び混合タンク等は20号タンクとなるか。

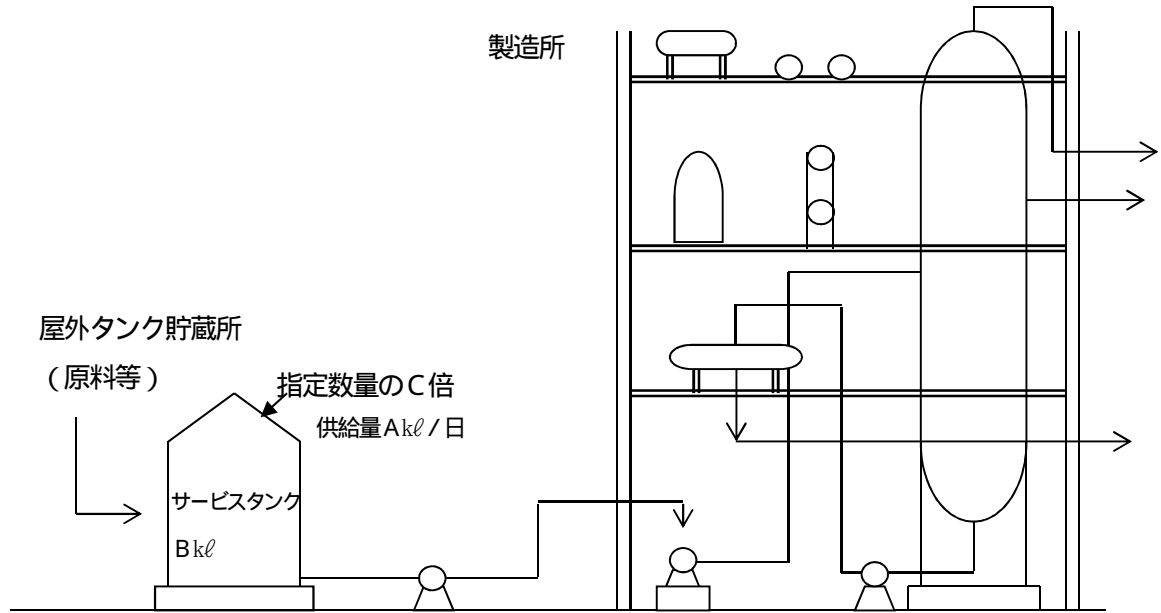
答 計量タンク及び混合タンク等が指定数量の1/5以上であれば20号タンクである。

ただし、混合タンクにおいて、混合又は溶解等で危険物以外となる場合は危険物機器となる。

ケ  
ー  
ス

2(1)ウ  
(サービスタンクの例)

問 下図の中継タンクは20号タンクと認められるか。  
答 製造所内に設置されるもので  $A < 500\text{k}\ell$ 、かつ  $C$  指定数量の500倍であれば20号タンクである。

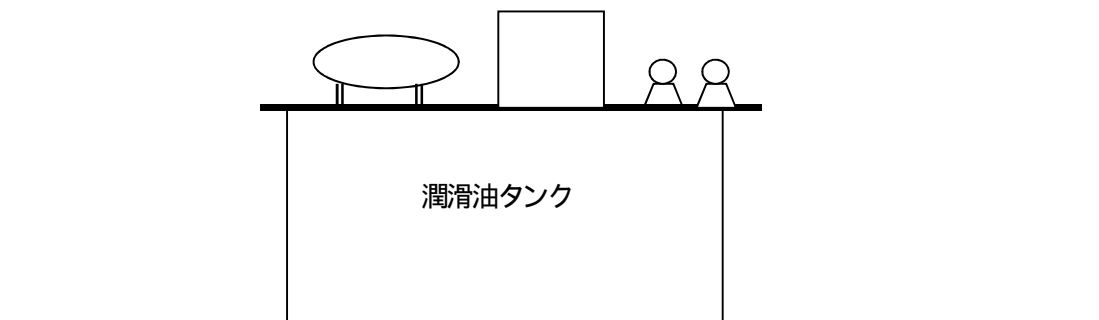


ケ  
ー  
ス

2(1)エ  
(油圧又は潤滑油タンク等の例)

問 下図に示すのは、発電機の潤滑油供給装置であるが、このように上蓋が機器のベースとなり、その下部が油槽となっているものは、20号タンクに該当するか。

答 独立してタンクの形態を有しているため、指定数量の1/5以上であれば20号タンクである。



ケース

2(1)オ、カ

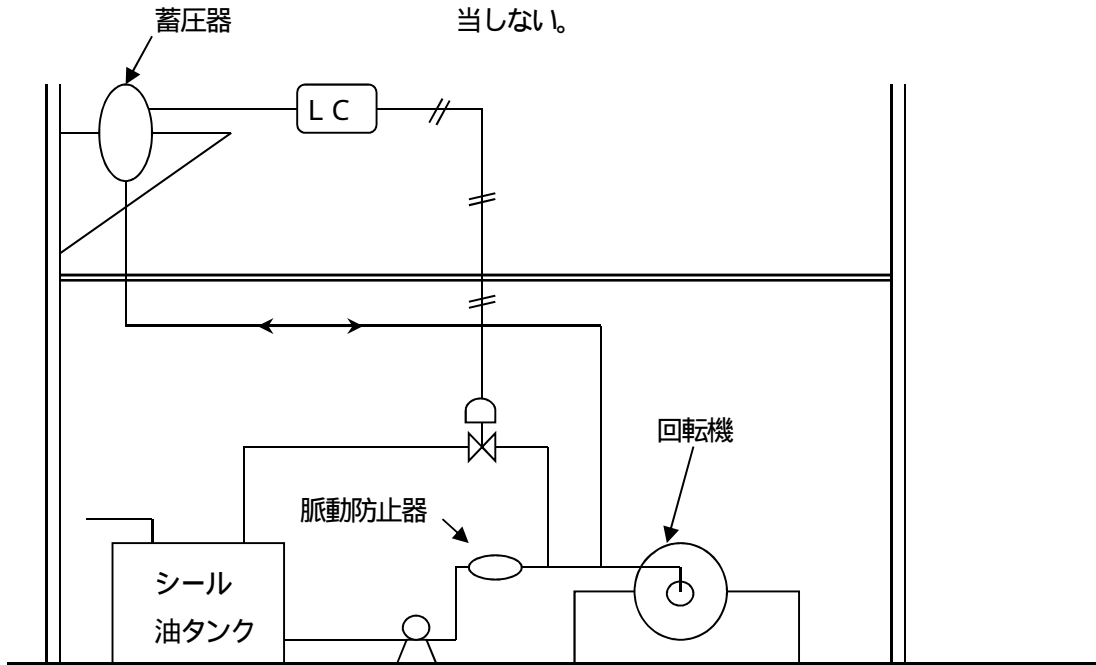
(蓄圧器又は脈動防止器の例)

問 下図の蓄圧器は20号タンクと認められるか。

答 指定数量の1/5以上であれば20号タンクである。

問 下図の脈動防止器は20号タンクとなるか。

答 配管の軸方向と平行で小規模であるので20号タンクに該当しない。



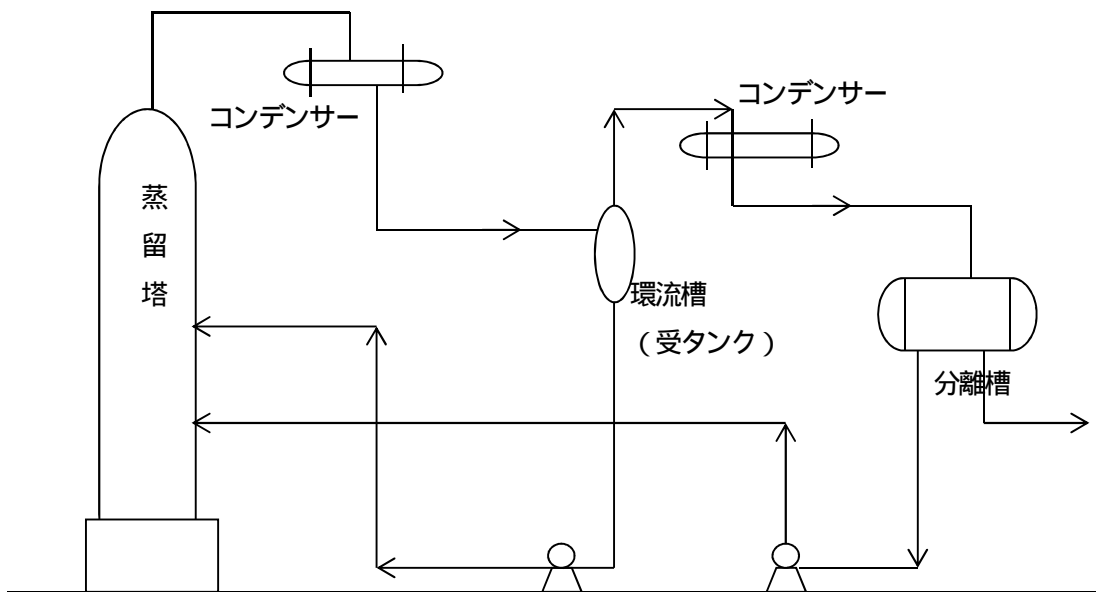
ケース

2(1)ア又は(2)ウ

(環流槽又は分離槽等の例)

問 下図の環流槽及び分離槽は、20号タンクとなるか。

答 環流槽は指定数量の1/5以上、分離槽は分離後の危険物のみの量が指定数量の1/5以上であれば20号タンクに該当する。

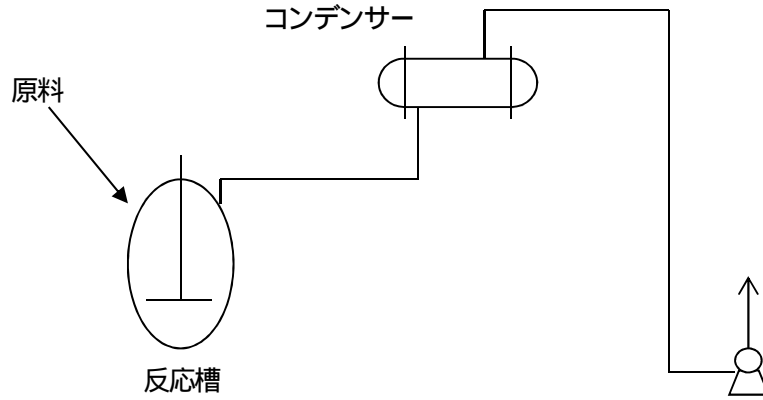




ケ  
ー  
ス

2(4)  
(反応槽の例)

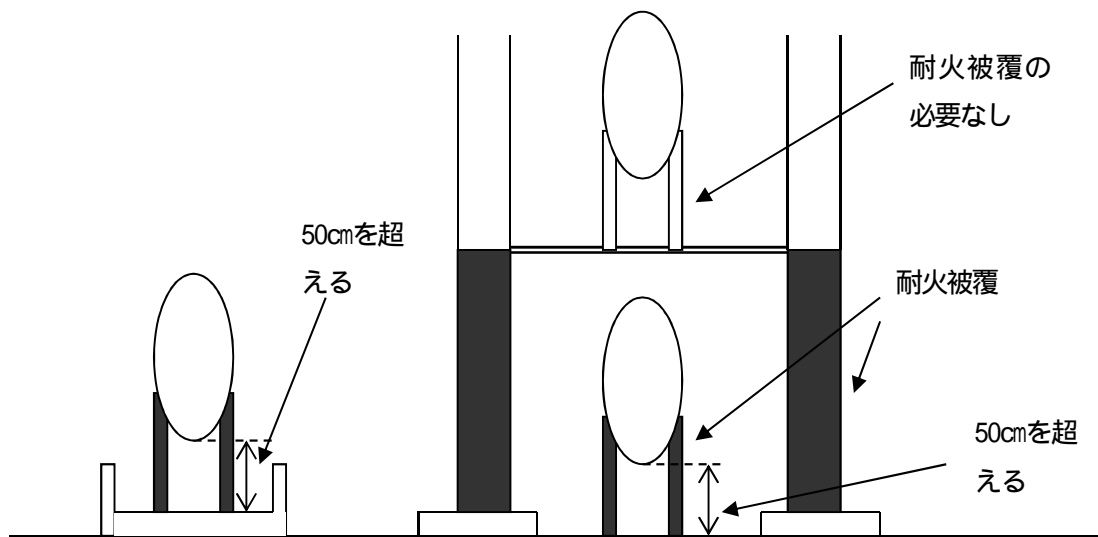
問 下図の反応槽は20号タンクとなるか。  
答 反応槽が常圧又は減圧運転で反応後においても危険物であり、高保法又は労安法の適用を受けていなければ20号タンクである。



耐  
火  
被  
覆

9(1) 屋外に設置(壁体のない架構内にあつては1階相当の地上部に設置するものに限る。)する容量が2000を超えるタンクで下図に該当するものは、耐火被覆を要する。

なお、タンクの耐火被覆は、タンク本体及び溶接部の点検のできる範囲で極力高い位置まで行うこと。



**19 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に係る事項**

地下貯蔵タンクの流出事故防止対策に係る事項については、地下タンク貯蔵所の例によること。